

# 水道量水器保管証

## 1. 量水器

個数 \_\_\_\_\_ 個

1	口 径	耗
2	量水器番号	第 一 号
3	検 満 日	年 月
4	初検針量	m <sup>3</sup>

## 2. 設置場所 東伯郡三朝町大字 \_\_\_\_\_

三朝町簡易水道等給水条例第 19 条の規定により量水器を借り受けたので、保管中破損又は紛失したときはご指定に従い、その損害を賠償します。

また、上記の設置場所に借り受けた量水器は、清潔に保管し、設置場所に量水器の検針、交換、修理等の妨げになるような物を置いたり、又は工作物を設置するようなことはいたしません。

なお、計量法の規定に基づく量水器の交換があり、量水器番号が変更になった以降についても、本保管証をもって交換後の量水器を適切に保管いたします。

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_  
保管者  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

三朝町長 様